

平成 30 年 6 月 18 日



平成 30 年大阪府北部を震源とする地震に係る 災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策 を行います

経済産業省は、平成 30 年大阪府北部を震源とする地震に係る災害に関して、大阪府大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市及び三島郡島本町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策を行います。

1. 特別相談窓口の設置

大阪府の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構近畿本部、近畿経済産業局に特別相談窓口を設置します。(参考資料①参照)

2. 災害復旧貸付の実施

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、大阪府の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。(参考資料②参照)

3. セーフティネット保証 4 号の適用

大阪府内の災害救助法が適用された各市町において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、大阪信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の 100%を保証するセーフティネット保証 4 号を適用します。

近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、本日から、信用保証協会においてセーフティネット保証 4 号の事前相談を開始します。(参考資料③参照)

4. 既往債務の返済条件緩和等の対応

大阪府の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

(参考資料①)

平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る災害に関する特別相談窓口

都道府県	機関名	支店名	連絡先
大阪府	日本政策金融公庫	大阪西支店	中小企業事業 06-4390-0366
大阪府	日本政策金融公庫	大阪西支店	国民生活事業 06-6538-1401
大阪府	日本政策金融公庫	阿倍野支店	中小企業事業 06-6623-2160
大阪府	日本政策金融公庫	阿倍野支店	国民生活事業 06-6621-1441
大阪府	日本政策金融公庫	十三支店	国民生活事業 06-6305-1631
大阪府	日本政策金融公庫	大阪南支店	国民生活事業 06-6211-7507
大阪府	日本政策金融公庫	大阪支店中小企業営一事業	中小企業事業 06-6314-7615
大阪府	日本政策金融公庫	大阪支店中小企業営二事業	中小企業事業 06-6314-7810
大阪府	日本政策金融公庫	大阪支店	国民生活事業 06-6315-0301
大阪府	日本政策金融公庫	玉出支店	国民生活事業 06-6659-1261
大阪府	日本政策金融公庫	守口支店	国民生活事業 06-6993-6121
大阪府	日本政策金融公庫	東大阪支店	中小企業事業 06-6787-2661
大阪府	日本政策金融公庫	東大阪支店	国民生活事業 06-6782-1321
大阪府	日本政策金融公庫	堺支店	中小企業事業 072-255-1261
大阪府	日本政策金融公庫	堺支店	国民生活事業 072-257-3600
大阪府	日本政策金融公庫	泉佐野支店	国民生活事業 072-462-1355
大阪府	日本政策金融公庫	吹田支店	国民生活事業 06-6319-2061
大阪府	商工中金	大阪支店	06-6532-0309
大阪府	商工中金	堺支店	072-232-9441
大阪府	商工中金	梅田支店	06-6372-6551
大阪府	商工中金	船場支店	06-6261-8431
大阪府	商工中金	箕面船場支店	072-729-9181
大阪府	商工中金	東大阪支店	06-6746-1221
大阪府	大阪信用保証協会		06-6260-1730
大阪府	大阪商工会議所		06-6944-6211
大阪府	堺商工会議所		072-258-5581
大阪府	東大阪商工会議所		06-6722-1151
大阪府	泉大津商工会議所		0725-23-1111
大阪府	高槻商工会議所		072-675-0484
大阪府	岸和田商工会議所		072-439-5023
大阪府	貝塚商工会議所		072-432-1101
大阪府	茨木商工会議所		072-622-6631
大阪府	吹田商工会議所		06-6330-8001
大阪府	八尾商工会議所		072-922-1181
大阪府	豊中商工会議所		06-6845-8001
大阪府	池田商工会議所		072-751-3344
大阪府	泉佐野商工会議所		072-462-3128
大阪府	北大阪商工会議所		072-843-5151
大阪府	守口門真商工会議所		06-6909-3301
大阪府	松原商工会議所		072-331-0291
大阪府	高石商工会議所		072-264-1888
大阪府	箕面商工会議所		072-721-1300
大阪府	和泉商工会議所		0725-53-0330
大阪府	大東商工会議所		072-871-6511
大阪府	大阪府商工会連合会		06-6947-4340
大阪府	大阪府中小企業団体中央会		06-6947-4370
全国	全国商店街振興組合連合会		03-3553-9300
大阪府	大阪府よろず支援拠点		06-6947-4375
近畿	(独)中小企業基盤整備機構 近畿本部		06-6264-8613
近畿	近畿経済産業局 産業部中小企業課		06-6966-6024

セーフティネット保証4号の概要

参考資料③

1. 制度概要

○自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

2. 災害の指定基準

- (1) 災害の発生に基因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2) 災害救助法が適用された災害及び地域

3. 対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

4. 内容(保証条件)

- ① 対象資金：経営安定資金
 - ② 保証割合：100%保証
 - ③ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円(別枠) →
 - ④ 保証人：原則第三者保証人は不要
- | | |
|-----------|-----------------|
| 【一般保証限度額】 | 普通保証 2億円以内 |
| | 無担保保証 8,000万円以内 |
| + | |
| 【別枠保証限度額】 | 普通保証 2億円以内 |
| | 無担保保証 8,000万円以内 |

②独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分かるもの）

③貸付契約に必要な実印、印鑑証明

④本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

⑤収入印紙

（※２）借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。

詳細は中小企業基盤整備機構共済相談室（050-5541-7171）までお問い合わせ下さい。